

令和7年度 市民税・県民税 申告の手引き

(2025年度)

東 海 市

この申告書は、令和6年度に市民税・県民税の申告をしていただいた方や、令和7年度に申告が必要と思われる方に送付しております。

令和7年(2025年)1月1日現在、東海市に住所がある方が対象です。

ご提出は、税務課窓口(市役所1階)にて**随時**、受け付けております。郵送での提出も可能です。(※添付書類については、裏面の「申告に必要なもの」参照)

市民税・県民税の申告が必要な場合

- (1) 年末調整済の給与や公的年金の他に、20万円以下の所得がある方(他の所得が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要になることがあります)
- (2) 所得税の確定申告義務がない方(収入が公的年金400万円以下のみの方など)で、医療費控除や社会保険料控除などの控除を追加したい方
- (3) 前年中の収入が無い方で、税法上の扶養になっていない方
- (4) 遺族・障害者年金、失業給付金など非課税収入のみの方で、税法上の扶養になっていない方
- (5) 事業・不動産・譲渡所得などがある方の中で所得税の確定申告義務がない方

※申告をされない場合、国民健康保険税などが高く算定されることがあります。

✓ 申告が不要な場合・・・

- (1) 所得税の確定申告を提出される方
- (2) 給与所得のみで年末調整が済んでいる方

令和7年(2025年)3月31日(月)までの提出にご協力ください。

【申告相談会場日程】

期間	令和7年(2025年) 2月17日(月)～3月17日(月)まで (土、日、祝日を除く)
時間	午前9時～午後3時30分まで
会場	市役所 地下大会議室

※ 左記の期間中、税務課窓口(市役所1階)で受付できるのは「市民税・県民税申告書」の提出のみです。申告内容の相談がある方は、地下大会議室をご案内することがあります。ご了承ください。

※ 地下大会議室で申告される方は、マイナンバーカードの提示をお願いします。

..... 郵 送 ・ 問 合 せ 先

〒476-8601

東海市中央町一丁目1番地

東海市役所 税務課 市民税グループ 宛

☎ 052-603-2211 又は 0562-33-1111

所得の種類

所得の種類			所得の内容	所得の計算・算式
事業所得	営業等所得	ア	販売業、サービス業等の営業から生ずる所得や、外交員、大工等の自由業から生ずる所得	収支内訳書を記載のこと 収入金額　－　必要経費　－　事業専従者控除額
		①		
	農業所得	イ	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育、その他これに類する生産等の事業から生ずる所得	
		②		
不動産所得		ウ	家賃、地代、貸部屋、駐車場料金などによる所得	
		③		
配当所得		オ	法人から受ける利益の配当、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）の収益の分配金などの所得	収入金額　－　元本を取得するために要した負債の利子
		⑤		
給与所得		カ	給料、賃金、賞与などの性質を有する給与による所得	＜給与所得金額の求め方＞（参照 1）
		⑥	※療養給付や休業補償金などは課税されません。	
雑所得	公的年金等	キ	公的年金等（国民年金、厚生年金、確定拠出年金など）	＜公的年金等の所得金額の求め方＞（参照 2）
		⑦	※遺族年金や障害年金は課税されません。	
	業務	ク	営利を目的として継続的に行われる副業による所得	収入金額　－　必要経費
		⑧		
	その他	ケ	作家以外の方の原稿料、出演料、講演料、個人年金、シルバー人材センターからの配分金などの所得	
		⑨		

所得控除（所得から差し引かれる金額）

区 分		控 除 の 内 容		控 除 額 の 計 算 ・ 算 式																																			
社会保険料控除	⑫	前年中に自己又は自己と生計を一にする親族の健康保険料・厚生年金・国民年金・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などを自己が支払った場合に控除されます。		1 年間で支払った金額 ※本人以外の給与や年金から天引きされた保険料などは対象になりません。																																			
小規模企業共済等掛金控除	⑬	前年中に小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法に基づく企業型・個人型年金加入者掛金若しくは心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合に控除されます。		1 年間で支払った金額																																			
生命保険料控除	⑭	前年中に自己が保険金等の受取人の全てを本人若しくは配偶者その他の親族とする生命保険契約等及び介護医療保険契約等又は受取人の全てを本人若しくは配偶者とする個人年金契約等の保険料又は掛金を支払った場合に控除されます。 ※合計の控除限度額 70,000 円		【旧制度】＜生命保険料控除額の求め方＞(参照 4) (一般の生命保険料控除額) 上限 35,000 円 ＋ (個人年金保険料控除額) 上限 35,000 円 【新制度】＜生命保険料控除額の求め方＞(参照 4) (一般の生命保険料控除額) 上限 28,000 円 ＋ (個人年金保険料控除額) 上限 28,000 円 ＋ (介護医療保険料控除額) 上限 28,000 円																																			
地震保険料控除	⑮	前年中に自己又は配偶者その他の親族が所有する家屋、家財を保険の目的とする損害保険契約等に係る地震保険料(いわゆる契約者配当金を除く)を支払った場合に控除されます。(最高限度額 25,000 円) なお、経過措置として平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料(旧長期損害保険料)を支払った場合も控除されます。(最高限度額 10,000 円) ※合計の控除限度額 25,000 円		<table><tr><td></td><td>支払保険料</td><td>控除額</td></tr><tr><td rowspan="2">地震</td><td>～50,000 円</td><td>1/2</td></tr><tr><td>50,001 円～</td><td>25,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">旧長期</td><td>～ 5,000 円</td><td>全額</td></tr><tr><td>5,001 円～15,000 円</td><td>支払保険料 ×1/2 ＋2,500 円</td></tr><tr><td>15,001 円～</td><td>10,000 円</td></tr></table>			支払保険料	控除額	地震	～50,000 円	1/2	50,001 円～	25,000 円	旧長期	～ 5,000 円	全額	5,001 円～15,000 円	支払保険料 ×1/2 ＋2,500 円	15,001 円～	10,000 円																			
	支払保険料	控除額																																					
地震	～50,000 円	1/2																																					
	50,001 円～	25,000 円																																					
旧長期	～ 5,000 円	全額																																					
	5,001 円～15,000 円	支払保険料 ×1/2 ＋2,500 円																																					
	15,001 円～	10,000 円																																					
寡婦控除 ひとり親控除	⑯ ～ ⑰	<table><tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">死別・生死不明</td><td colspan="2">離婚</td><td colspan="2">未婚</td></tr><tr><td colspan="3">性 別</td><td>男 性</td><td>女 性</td><td>男 性</td><td>女 性</td><td>男 性</td><td>女 性</td></tr><tr><td rowspan="3">適用控除 (控除額)</td><td rowspan="3">扶養等 有</td><td>同一生計 の子(※)</td><td colspan="6">ひとり親(300,000 円)</td></tr><tr><td>子以外 の扶養</td><td rowspan="2">なし</td><td rowspan="2">寡 婦 (260,000 円)</td><td rowspan="2">なし</td><td rowspan="2">寡 婦 (260,000 円)</td><td colspan="2" rowspan="2">なし</td></tr><tr><td>扶養等なし</td></tr></table> (※)総所得金額等 48 万円以下の子(他の者の扶養になっている場合を除きます) 要件 ●事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない ●合計所得金額が 500 万円以下					死別・生死不明		離婚		未婚		性 別			男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	適用控除 (控除額)	扶養等 有	同一生計 の子(※)	ひとり親(300,000 円)						子以外 の扶養	なし	寡 婦 (260,000 円)	なし	寡 婦 (260,000 円)	なし		扶養等なし	
			死別・生死不明		離婚		未婚																																
性 別			男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性																															
適用控除 (控除額)	扶養等 有	同一生計 の子(※)	ひとり親(300,000 円)																																				
		子以外 の扶養	なし	寡 婦 (260,000 円)	なし	寡 婦 (260,000 円)	なし																																
		扶養等なし																																					
勤労学生控除	⑱	自己が学生であり、前年中の合計所得金額が 75 万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が 10 万円以下の場合に控除されます。		勤労学生控除額 260,000 円																																			
障害者控除	⑲	自己や同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者、療育、精神障害者保健福祉、戦傷病者、被爆者手帳の交付を受けているか、寝たきり老人等の認定を受けている場合に控除されます。 ※手帳、認定書等を提示してください。 ※同居の扶養親族が特別障害者に該当する場合は、右記の控除額に 23 万円を加算します。		<table><tr><td>障害の等級</td><td>控除額</td></tr><tr><td>一般障害者(身体 3 級～、精神 2,3 級、療育 B,C 表示)</td><td>260,000 円</td></tr><tr><td>特別障害者(身体 1,2 級、精神 1 級、療育 A 表示)</td><td>300,000 円</td></tr></table>		障害の等級	控除額	一般障害者(身体 3 級～、精神 2,3 級、療育 B,C 表示)	260,000 円	特別障害者(身体 1,2 級、精神 1 級、療育 A 表示)	300,000 円																												
障害の等級	控除額																																						
一般障害者(身体 3 級～、精神 2,3 級、療育 B,C 表示)	260,000 円																																						
特別障害者(身体 1,2 級、精神 1 級、療育 A 表示)	300,000 円																																						

※障がい者、寡婦、ひとり親、勤労学生、同一生計配偶者又は扶養親族の判定は、令和 6 年(2024 年)12 月 31 日（令和 6 年(2024 年)中にその人が死亡した場合は死亡したとき）の現況によります。

区 分		控 除 の 内 容	控 除 額 の 計 算 ・ 算 式															
配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除	⑳ ㉑ ㉒	自己と生計を一にする配偶者又はその他の親族等で、前年中の合計所得金額が 48 万円以下の人を扶養している場合に、右記の金額が控除されます。 自己の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合には、配偶者特別控除が受けられます。 (参照 5) ※「配偶者の合計所得金額」の欄は、控除額の算定に必要ですので、忘れず記入してください。 (配偶者の合計所得金額の計算式は左記の「所得の種類」を参照してください。 収入金額ではありませんので注意してください。) ※「□ 同一生計配偶者」の欄は、自己の合計所得が 1,000 万円超で、かつ配偶者の合計所得が 48 万円以下の場合にチェックを入れてください。 ※16 歳未満の扶養親族は扶養控除の対象になりませんが、非課税限度額の算定に必要ですので、16 歳未満の扶養親族欄に記入してください。	<table><tr><th>区分</th><th>控除額</th></tr><tr><td>配偶者控除・配偶者特別控除</td><td><配偶者控除・配偶者特別控除の求め方> (参照 5)</td></tr><tr><td>年少扶養 (H21. 1. 2～R6. 12. 31)</td><td>控除なし</td></tr><tr><td>一般扶養 (H18. 1. 2～H21. 1. 1) (S30. 1. 2～H14. 1. 1)</td><td>330, 000 円</td></tr><tr><td>特定扶養 (H14. 1. 2～H18. 1. 1)</td><td>450, 000 円</td></tr><tr><td>老人扶養 (S30. 1. 1 以前生)</td><td>380, 000 円</td></tr><tr><td>同居老親 (S30. 1. 1 以前生) (自己・配偶者の直系尊属に限る)</td><td>450, 000 円</td></tr></table>		区分	控除額	配偶者控除・配偶者特別控除	<配偶者控除・配偶者特別控除の求め方> (参照 5)	年少扶養 (H21. 1. 2～R6. 12. 31)	控除なし	一般扶養 (H18. 1. 2～H21. 1. 1) (S30. 1. 2～H14. 1. 1)	330, 000 円	特定扶養 (H14. 1. 2～H18. 1. 1)	450, 000 円	老人扶養 (S30. 1. 1 以前生)	380, 000 円	同居老親 (S30. 1. 1 以前生) (自己・配偶者の直系尊属に限る)	450, 000 円
		区分	控除額															
		配偶者控除・配偶者特別控除	<配偶者控除・配偶者特別控除の求め方> (参照 5)															
		年少扶養 (H21. 1. 2～R6. 12. 31)	控除なし															
		一般扶養 (H18. 1. 2～H21. 1. 1) (S30. 1. 2～H14. 1. 1)	330, 000 円															
		特定扶養 (H14. 1. 2～H18. 1. 1)	450, 000 円															
老人扶養 (S30. 1. 1 以前生)	380, 000 円																	
同居老親 (S30. 1. 1 以前生) (自己・配偶者の直系尊属に限る)	450, 000 円																	
※配偶者控除を適用する場合は、配偶者特別控除の適用はできません。																		
基礎控除	㉓	合計所得金額が 2, 500 万円以下の場合、その金額に応じて控除されます。	<table><tr><th>合計所得金額</th><th>基礎控除額</th></tr><tr><td>2, 400 万円以下</td><td>430, 000 円</td></tr><tr><td>2, 400 万円超 2, 450 万円以下</td><td>290, 000 円</td></tr><tr><td>2, 450 万円超 2, 500 万円以下</td><td>150, 000 円</td></tr><tr><td>2, 500 万円超</td><td>適用なし</td></tr></table>		合計所得金額	基礎控除額	2, 400 万円以下	430, 000 円	2, 400 万円超 2, 450 万円以下	290, 000 円	2, 450 万円超 2, 500 万円以下	150, 000 円	2, 500 万円超	適用なし				
			合計所得金額	基礎控除額														
			2, 400 万円以下	430, 000 円														
			2, 400 万円超 2, 450 万円以下	290, 000 円														
			2, 450 万円超 2, 500 万円以下	150, 000 円														
2, 500 万円超	適用なし																	
雑損控除	㉔	前年中に自己又は自己と生計を一にする親族の家屋、家財、現金などに災害、盗難、横領により被害があった場合に控除されます。	(損害金額) － (保険金等で補填される金額) ＝ A A － (総所得金額等の合計額) × 10% ＝ B A のうち災害関連支出の金額 － 5 万円 ＝ C B と C のどちらか多いほう ＝ 雑損控除額															
医療費控除	㉕	前年中に自己又は自己と生計を一にする親族の医療費を支払った場合、その金額により控除されます。 ※医療費控除の明細書を添付してください。	<医療費控除の求め方> (参照 3) 【医療費控除】 又は【医療費控除の特例】のいずれかを選択															

合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	430,000 円
2,400 万円超 2,450 万円以下	290,000 円
2,450 万円超 2,500 万円以下	150,000 円
2,500 万円超	適用なし

【参照 1】＜給与所得金額の求め方＞

給与収入金額	給与所得金額 A=収入金額÷4（千円未満切り捨て）
0～ 550,999 円	0 円
551,000～1,618,999 円	収入金額－550,000 円
1,619,000～1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000～1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000～1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000～1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000～1,799,999 円	A×2.4+100,000 円
1,800,000～3,599,999 円	A×2.8－80,000 円
3,600,000～6,599,999 円	A×3.2－440,000 円
6,600,000～8,499,999 円	収入金額×0.9－1,100,000 円
8,500,000～ 円	収入金額－1,950,000 円

【参照3】＜医療費控除の求め方＞

	計 算 式
医療費控除 ※限度額 200 万円	(支払った医療費) － (保険金等で補填される金額) － (総所得金額等の 5%又は 10 万円のい ずれか少ない金額)
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制) ※限度額 88,000 円	(特定一般用医薬品等購入費の合計額) － (保険金等で補填される金額) － 12,000 円

※医療費控除と医療費控除の特例の併用はできません。

控除区分			配偶者控除		配偶者特別控除								
配偶者の所得金額（万円） （給与収入の目安）			～48 （～103）		～100 （～155）	～105 （～160）	～110 （～167）	～115 （～175）	～120 （～183）	～125 （～190）	～130 （～197）	～133 （～201）	133 超 （201 超）
自己の合計所得（万円）	～ 900	控除額（万円）	一般	33	33	31	26	21	16	11	6	3	—
			老人	38									
	～ 950		一般	22	22	21	18	14	11	8	4	2	—
			老人	26									
	～1,000		一般	11	11	11	9	7	6	4	2	1	—
			老人	13									
	1,000 超		一般	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			老人	—									

<<☑市市民税・県民税の申告に必要なもの>>

	チェック ☑	必要な書類	対 象 者
収入関係 前年中の所得 がわかるもの	☐	源泉徴収票	給与、年金所得がある方
	☐	保険会社などからの証明書	個人年金、保険の満期返戻金がある方
	☐	報酬などの支払調書	報酬を受けた方、副業をしている方
	☐	支払通知書	配当所得がある方
	☐	収支内訳書	事業・農業・不動産所得がある方 (※確定申告が不要な場合)
控除関係	☐	扶養親族の所得がわかるもの (※上記の「収入関係」を参照)	扶養親族がいる方
	☐	保険料の控除証明書など (※本人以外の給与や年金から天引き されている保険料は対象外です)	下記の保険料などを支払っている方 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料 介護保険料 国民年金保険料 生命保険料、地震保険料
	☐	障害者手帳、療育手帳	障害者控除を受ける方
	☐	介護保険の窓口で発行できる 「障害者控除対象者認定書」	障害者控除を受ける方 (※12月31日現在、満65歳以上で要介護1以上の 認定を受けている方が対象)
	☐	学生証、在学証明書	勤労学生控除を受ける方
	☐	医療費控除の明細書 (※明細書の様式は国税庁HPを参照)	医療費控除を受ける方
	☐	寄附金の控除証明書など	ふるさと納税など寄附金控除を受ける方 (※ふるさと納税のワンストップ特例を申請した 方も必要です)

☑ 医療費控除について

領収書、医療費通知のみでは控除の適用ができません。

必ず「医療費控除の明細書」に前年中の医療費をまとめた上でご提出ください。また、領収書は自宅で5年間
保存、医療費通知は明細書に添付してください。

申告書裏面の注意事項

次の内容について、記入誤りが多いため、該当する方は注意してください。

・「13 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項」

配当割額又は株式譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は記入してください。

・「14 寄附金に関する事項」

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。証明書の添付又は提示、(※)別紙「寄附金税額控除申告書」の提出(証明書添付の場合は省略可)が必要になります。